(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法 律その他の法令の定めに基づき、星城大学における障がいを有する等配慮を必要とする 学生に対する支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「障がいを有する等配慮を必要とする学生(以下「配慮を必要とする学生」という)」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(責務)

- 第3条 学長は、配慮を必要とする学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な配慮を必要とする学生への支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。
- 第4条 学部長は、当該部局において配慮を必要とする学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、学生生活委員会が定めた具体的支援を実施しなければならない。
- 第5条 教職員は、当該部局において配慮を必要とする学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、学生生活委員会が定めた 具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

(支援の申し出)

- 第6条 配慮を必要とする学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。
- 第7条 支援の申し出は、学修支援課が受理し、学生の教育的ニーズと意思について十分な 聴取を行ない、学生生活委員会に報告しなければならない。

(支援計画の策定)

第8条 学生生活委員会は、学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係各部局と協議し、個別の支援計画を策定する。

(合意の形成)

第9条 支援計画は当該学生の合意を得て決定する。学生生活委員会は、当該学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

(支援の実施)

第 10 条 具体的支援は、配慮を必要とする学生が所属する部局(学部等)が、主たる責任を 持って実施する。

- 第 11 条 学生生活委員会は、具体的支援が円滑に行なわれるよう、関係部局間の調整を行なう。
- 第 12 条 学修支援課は、具体的支援の実施にあたって、関係部局間の連絡、学外機関との 連携等を行なう。

(相談対応)

第13条 学修支援課は、具体的支援が円滑かつ継続的に行なわれるよう、配慮を必要とする学生及び支援スタッフからの相談に的確に応じ、具体的支援の課題の解決に努めなければならない。

(支援に係る事務)

第14条 具体的支援に係る事務は、学修支援課において処理する。

(秘密保持義務)

第15条 配慮を必要とする学生の支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、配慮を必要とする学生及び配慮を必要とする学生の支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補足)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項については、学長が 定めることができる。

(規程の改廃)

第17条 この規則の改廃は、戦略会議の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、令和2年2月25日から施行する。